

監 第 2 号  
平成20年4月3日

(略) 様

神奈川県監査委員	石 田	稔
同	高 岡	香
同	牧 島	功
同	益 田	はやお

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成20年2月6日付けで受理した住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を行いましたので、その結果を次のとおり通知します。

第1 請求に対する判断  
請求を棄却する。

第2 請求の内容

1 請求人から平成20年2月5日付けで提出された請求書の内容（内容は原文のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。）

(1) 請求の要旨

平成18年4月1日、神奈川県知事（以下、知事という）は財団法人神奈川県教育福祉振興会（以下、振興会という）と神奈川県教育関係職員慶弔金支給事務委託契約（以下、委託契約という）（資料1）を締結し、別紙委託契約書記載のとおり12回に分割して委託料を振興会に支払うことを約定した。その後、平成19年2月22日、知事と振興会は委託料の一部減額を定めた委託契約に関する変更契約（資料2）を締結した。振興会は平成19年4月18日、知事に対し委託契約にかかわる実績報告（資料3）を提出して委託契約は終了した。実績報告に基づく予算の執行状況は下記のとおり。

当初委託予算	79,502,000円
変更後予算	75,381,000円（A）
執行実績	69,883,800円（B）

精算額

5,497,200円（A－B）

この委託契約に基づく予算の執行について指摘せねばならないのは、執行の根拠としている現行の『神奈川県教育関係職員慶弔金等交付要綱』（平成18年4月1日制定、以下、交付要綱という）（資料4）に示されているように、すべての市町村立学校の教職員（以下、県費負担教職員という）を本件委託事業の対象としているということであり、これは、事業主体の神奈川県は本来地方公務員法第42条に規定されている福利厚生を県費負担教職員に実施する義務は負っていないにもかかわらず、敢えて県費負担教職員らを対象とした福利厚生事業を委託事業として実施しようとしたということです。

それゆえ、本件委託事業を実施するため既にあった同名の旧「神奈川県教育関係職員慶弔金等交付要綱」を入れ替えるように廃止して、新たに交付要綱を制定したのでありますが、本件予算は財団法人神奈川県厚生福利振興会への委託分も含め、交付要綱制定前の平成18年3月開催の神奈川県議会において承認されておりますように、いわば、予算根拠が予算承認後に制定されるという逆転した状況で計上されているということです。あるいは百歩譲って考えても、予算計上と同時進行で交付要綱を策定し、予算承認後に執行に間に合うように交付要綱を制定したということです。

つまり、言い換えるならば、予算が県議会で承認されてから根拠を後付したということで、地方財政法に抵触する違法行為であります。予算は計上にあたり正確に算定した数値と、執行するための根拠を示さねばならないのは言うまでも無いことなのですが、本件委託事業予算はそのような手続きを経ておらない違法なものです。予算を付ける根拠を考えながら、議会に予算の承認を求めるといふ、執行ありきの予算計上であるということです。

さて、何ゆえにこのような違法な予算計上が行われたのかといえば、それは平成17年3月29日付総務事務次官通知（総行整第11号）「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（以下、総務事務次官通知という）（資料5）で地方公共団体に求められた、福利厚生事業の見直し、あるいは補助金等の整理合理化という指針に違背することを十分に承知したうえで、これを回避する方策を思案したればこそであると思料いたします。

そのうえ、請求人がこの総務事務次官通知を前提として平成17年11月7日付で知事に提出した請願においては、神奈川県が県費負担教職員に

対して、福利厚生を実施する義務が無いことを指摘したうえで、神奈川県下の各市町村が市町村内の公立学校に勤務する県費負担教職員が組織する互助団体に対し、補助金を交付し福利厚生を実施しているので、県として県費負担教職員への福利厚生を行うことを予算計上しないように求めた結果、県費負担教職員への福利厚生を目的とした振興会への包括補助は廃止することになりました。(資料6)しかし、根拠の無い本件委託事業を存続拡大させることで、総務事務次官通知に違背する違法な福利厚生事業を存続させてしまったのです。

県下市町村が負担する県費負担教職員への福利厚生事業には、本件委託事業が目的としている慶弔金事業も含まれております。(資料7)しかし、市町村が行う福利厚生事業でさえも、総務事務次官通知によってその必要性について見直しを求められ、結果として多くの地方公共団体がこれを契機として是正を行っていることを、神奈川県教育委員会、振興会、県費負担教職員らは正確に理解すべきです。(資料8)

ましてや、県費と市町村費とで二重に慶弔金等の福利厚生費を負担すること(資料9)を継続させるなどということは、もはや公費の適正執行と言えるものではありません。

重複する部分もありますが、改めて本件委託事業の違法性、不正行為について下記のとおり指摘いたします。

第1には、神奈川県が平成18年度一般会計当初予算に予算を計上する際、振興会自身は地方財政法第3条の規定に反し、新規事業として本件委託事業の算定根拠を示すこともなく、所管の神奈川県教育委員会(以下、県教委という)もこれを承知しているにもかかわらず、受託事業者である振興会が包括補助を受けた給付事業として従来行ってきた慶弔金予算を、そのまま移行して予算要求したということにあります。

平成17年度において、本件委託事業の元になっていた教職員慶弔金は、その実施対象を県教育委員会所属職員及び(県教育福祉振興会及び県厚生福利振興会の加入者を除く)県費負担教職員と定めておりました。これを定めたのが旧交付要綱であり、包括補助を受けていた振興会の会員は実施対象とされておられません。

また、総務事務次官通知を遵守するまでも無く、同一対象者に対する県費と市町村費とによる福利厚生費の二重支給を回避するということが適正に判断すれば、本件委託事業を予算計上することなどありえないのです。ここでは、県費と市町村費との重複支給を重ねて指摘いたします。

(資料9)

第2に、神奈川県は本件委託事業の目的として「教職員の福利厚生事業のうち、慶弔金の給付管理を福利厚生団体へ委託し、もって県の福利厚生事業の効率的な運営を図る。」としておりますが、何をもってして「効率的な運営」と言うのでしょうか。振興会は本件委託事務を行うにあたり、4480万円の給付に対し、これに要する経費（人件費、事務機器リース料、消費税等）として2508万3800円を計上しております。

しかし、これで一体どこが効率的な運営と言えるのでしょうか。振興会は振興会の会員が支払った会費で行う自主事業においても、従来どおり給付事業として慶弔金の支給を行っております。(資料10)(資料11)本件委託事業のために、新たなシステムや機器の導入をする必要も無ければ、これを県費で補填する必要も無いのです。自主事業で行っている給付事業に加えて、委託事業で給付を行うからこそ効率的な運営が期待できるのではないのでしょうか。これでは、従来行ってきたような包括補助による振興会助成となんら変わるものではありません。振込手数料、消費税等の必要最小限の経費を負担することは当然としても、人件費や事務機器リース料等の振興会自身の運営経費を負担する根拠はどこにもありません。このような委託事業の目的を逸脱した経費負担は地方財政法に抵触する違法行為であります。

第3には、慶弔金の給付に関する本件委託事業を含め、振興会は平成18年度において神奈川県から数件の事業を委託されておりますが、その執行残額を収益として計上し、神奈川県に返還していないということです。これについて、請求人は県教委に質問書を提出して説明を求めましたが、適切な回答を得ることはできませんでした。

振興会の平成18年度収支計算書総括表(振興会ホームページより)(資料12)によれば、同年度中、振興会は受託事業収入(預り金ではなく収入として計上するのは会計手続上も違法です)として9677万8756円、同支出として8956万7204円をそれぞれ計上しておりますので、執行残額として721万1552円が神奈川県に返還されねばならないです。これは本件委託事業の実績報告を行った後の執行残額であります。

しかし、振興会はこれを収支差益として利益に計上して神奈川県に返還しておりません。これは本件委託事業契約に反する違約行為です。この未返還の執行残額の内訳には当然、本件委託事業費も含まれているわけですから、振興会が精算すべき公費として、費目ごとに明確に区分さ

れる必要があります。しかし、県教委教育長はこの違法、違約行為を神奈川県議会及び神奈川県監査委員会が承認したとしております（資料13）が、このような詭弁がまかり通っていいわけがありません。

第4は、神奈川県教育委員会の出先機関である横浜給与事務所及び川崎給与事務所が所管する横浜市や川崎市の公立学校に勤務する県費負担教職員の任命権及び服務監督権は、それぞれの市教育委員会に帰属しており、これらの教職員を対象とする本件委託事業は、根拠の無い違法な給付事業であることをあらためて指摘します。

第5には、慶弔金の委託を執行する県教委教育長が、振興会の理事長として慶弔金の算定、給付事業に受託事業者としての立場でも関与しているということに問題があります。こうしたことは、平成18年度だけに限ったことではなく、従来から包括補助金として振興会へ助成していたときから何ら変わりの無い状況であります。

つまり、本件委託事業の執行にあたり、適正に管理監督を行うべき監督庁の長が、受託事業者の責任者を兼務することで予算の執行を適正に行うことを困難にしているという典型例となっておりまして、今更ながらに申し上げれば、本件委託事業を継続する必要もありませんが、教育長が振興会という県費負担教職員を会員とする互助団体の責任者に止まる必要が無いことをも、この際に理解されるべきであります。

以上、請求者は県教委が行った振興会に対する委託事業について、その委託事業費全額を神奈川県に返還するよう振興会に求めるよう請求する。

## 2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

## 3 請求人から提出された事実を証する書面

資料1 神奈川県教育関係職員慶弔金支給事務委託契約書

資料2 変更契約書

資料3 平成18年度神奈川県教育関係職員慶弔金支給事務に係る実績報告について

資料4 神奈川県教育関係職員慶弔金等交付要綱

資料5 平成17年3月29日付総務事務次官通知（総行整第11号）「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」

資料6 「神奈川県が毎年度当初予算に計上している「財団法人教育福祉振興会補助金」の平成18年度当初予算への計上を見送ることを求める請願」について（回答）

資料7 2006年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書（湘南教職員福利厚生会）

資料8 地方公共団体における福利厚生事業の状況について

資料9 神奈川県内教職員互助会（福社会・厚生会）補助金・負担金一覧表

資料10 平成18年度振興会給付事業

資料11 平成18年度振興会受託事業

資料12 平成18年度収支計算書総括表

資料13 財団法人神奈川県教育福祉振興会に対し、平成18年度執行分の「教職員慶弔金」の執行残額の返還を求めることを要請する請願について（回答）

### 第3 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成20年2月6日付けで受理した。

### 第4 監査の実施

#### 1 監査対象事項

神奈川県知事（以下「知事」という。）が財団法人神奈川県教育福祉振興会（以下「振興会」という。）と、すべての市町村立学校の教職員（以下「県費負担教職員」という。）を対象として、平成18年度神奈川県教育関係職員慶弔金支給事務委託を締結し、委託料を支出していることが、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な「公金の支出」に当たるか否かについて監査対象事項とした。

#### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

##### (1) 証拠の提出

請求人から、平成20年3月13日付けで、次の証拠が提出された。

- 資料14-1 平成18年度教職員慶弔金支給事務委託(教育福祉振興会委託分)
- 資料14-2 平成19年度教職員慶弔金支給事務委託(教育福祉振興会委託分)
- 資料14-3 平成19年度神奈川県教育関係職員慶弔金支給事務委託契約書
- 資料15-1 平成18年度歳入歳出当初予算見積書
- 資料15-2 平成19年度歳入歳出当初予算見積書

## (2) 陳述

請求人 (略) は、平成20年3月13日に陳述を行った。

陳述の要旨は、次のとおりであった。

- ア 県費負担教職員は、身分は市町村に属しており、市町村の予算の中から各地域の互助会に対して福利厚生費が実際に支出されており、県と県下の各市町村の二重の負担が続いている。
- イ 4,400万円前後の慶弔金の執行に対して2,500万円の人件費、事務機器リースの執行経費がかかっているが、振興会自体が負担すべき費用をこのような委託事業の経費に転嫁をしていると判断せざるを得ない。
- ウ 交付要綱については、予算の承認の後に制定されているが、予算の承認を受けた時点で予算を計上する根拠が見当たらない。
- エ 県が予算の適正な執行の面から市町村に委託をするのか、あるいは逆に神奈川県が継続するのであれば、市町村の負担を軽減させるのか、いずれかの判断を求められている状況にあるのではないか。

## 3 監査対象箇所への調査

本件請求に関し、監査対象箇所として、教育局厚生課を選定し、職員調査を実施した。

## 4 関係人への調査

本件請求に関し、自治法第199条第8項の規定に基づき、振興会に対し関係人調査を実施した。

## 第5 監査の結果

### 1 認定した事実

請求人から提出された神奈川県職員措置請求書、資料1から資料15-

2までの証拠、監査対象箇所及び関係人の調査結果に基づき、本件請求に係る事実を次のとおり認定した。

(1) 教育関係職員に係る福利厚生事業について

ア 教育関係職員の福利厚生事業の根拠について

(ア) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第42条で、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」とされており、県教育局、県立学校等の教職員等(以下「県立学校教職員等」という。)については、地公法第42条の規定に基づき、県は雇用主としての責務から福利厚生事業を行っている。

(イ) 県費負担教職員の給与は、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条の規定により都道府県の負担とされており、また、同法第3条の規定により、給与については都道府県の条例で定めるとされ、学校職員の給与等に関する条例(昭和32年条例第56号)が適用されている。

福利厚生については、職員の保健、元気回復という福祉的な意味合いのほか、勤務条件の一つとして、給与と一体的なものであることから、県は給与負担者として、勤務条件の均衡を図る立場から福利厚生事業を実施している。

(ウ) また、県費負担教職員の身分は、市町村に属するので、地公法第42条の規定に基づき、市町村は雇用主という立場から、福利厚生事業を実施している。

イ 教育関係職員に対する福利厚生事業の内容について

教育関係職員に対する福利厚生事業は、実施主体別に次のとおりとなっている。

(ア) 県実施事業

健康診断、財形貯蓄、人間ドック補助、メンタルヘルス対策事業、慶弔金給付事業等

(イ) 公立学校共済組合神奈川支部実施事業

短期給付事業、長期給付事業、各種貸付事業、人間ドッグ等厚生事業等

(ウ) 財団法人神奈川県厚生福利振興会実施事業(対象:県立学校教職員等)

給付事業、福祉助成事業、住宅建設資金貸付事業、医療互助事業、積立年金事業、県受託事業等)

(エ) 財団法人神奈川県教育福祉振興会実施事業(対象:県費負担教職

員等)

給付事業、厚生事業、住宅建設資金貸付事業、医療互助事業、積立年金事業、県受託事業等)

(カ) 市町村教職員互助団体実施事業

給付事業、厚生事業等

ウ 県立学校教職員等と県費負担教職員の福利厚生事業の差異

(ア) 県立学校教職員等は、財団法人神奈川県厚生福利振興会(以下「厚生振興会」という。)に加入することができる。なお、会費は給料額の2/1,000である。

(イ) 県費負担教職員は、市町村教職員互助団体(以下「市町村互助会」という。)に加入した上で、振興会に加入することができる。なお、会費は給料額の1/1,000であるが、その他に市町村互助会に対して、給料額の3~5/1,000の会費を納めている。

エ 県、市町村互助会、厚生振興会、振興会の役割分担についてそれぞれの役割は提出された資料をベースに作成すると、次のとおりである。

	県立学校教職員等	県費負担教職員
県	・職員の健康管理	・職員の健康管理の支援
	・県としての儀礼の範囲の慶弔金給付 (結婚祝金、出産祝金、弔慰金、供与物代金)	(結婚祝金、弔慰金、供与物代金)
	・職場環境の改善	—
互助会	厚生振興会	振興会
	・相互扶助に基づく祝い金・見舞金等 (結婚祝金、弔慰金、出産祝金、就学祝金等)	・相互扶助に基づく祝い金・見舞金等 (結婚祝金、弔慰金等)
	・多様なニーズの存在する余暇活動に対する支援	
	・積立年金、医療互助事業	・積立年金、医療互助事業 福祉年金
	・住宅建設資金の貸し付け ・県からの受託事業等	
互市助町会村	—	・出産祝金、療養見舞金 葬祭補助金、入学祝金等

オ 県では、慶弔金等については、神奈川県教育関係職員慶弔金等交付要綱(平成18年4月1日制定。以下「交付要綱」という。)に、交付手続に必要な事項を定めている。

慶弔金等の対象者及び種類等については交付要綱第2条及び第3

条に規定されており、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員には、結婚祝金、弔慰金及び供与物代金が、神奈川県教育委員会教育局及び神奈川県教育委員会の所管に属する教育機関に勤務する職員には、結婚祝金、出産祝金、弔慰金及び供与物代金が交付されることになっている。

カ 市町村互助会では、出産祝金や入学祝金等の給付事業を行っているが、平成18年度の給付事業は次のとおりである。

地区互助会 項目	県(振興会)	横浜	川崎	横須賀	相模原	三浦	大和	西湘
結婚祝金	○					○		
弔慰金	○					○		
供与物代金	○							
出産祝金		○	○	○	○	○		○
入学祝金		○	○	○	○			
療養見舞金		○	○	○	○	○	○	○
葬祭補助金		○	○	○				
銀婚祝金				○	○			

※市町村が一部を負担して給付事業を行っている市町村互助会のみ記載

県が給付している慶弔金等と市町村互助会の給付事業については、平成18年度において三浦市立学校教職員福祉会に重複するものがあった。なお、平成19年度については、重複する団体はない。

(2) 振興会について

ア 振興会は、「神奈川県における県民の自発的な教育文化活動を支援するとともに、市町村立の小中学校等の教職員その他の教育関係者の福祉の増進を図り、もって神奈川県における教育文化の振興に寄与する」ことを目的に、昭和59年に設立された財団法人である。

イ 事業内容は次のとおりである。

- (ア) 指導者の派遣等教育文化活動に対する支援
- (イ) 生涯学習等教育関係資料の収集及び提供
- (ウ) 講演会、講習会等の開催
- (エ) 神奈川県が行う事務事業の受託
- (オ) 市町村立の小中学校等の教職員その他の教育関係者の教養向上及び福利厚生
- (カ) その他目的を達成するために必要な事業

(3) 振興会に対する教育関係職員慶弔金支給事務委託について

ア 県は、儀礼の範囲の慶弔金の給付を行っており、その給付管理について教育関係職員慶弔金支給事務委託(以下「慶弔金委託」という。)を振興会に委託している。

イ 振興会に委託するに至った経緯

振興会が実施する福利厚生事業に対しては、県から一部補助金を支出して実施してきたが、福利厚生全般について、県、互助会、共済組合の役割を見直し、振興会に対する会費相当額にかかる包括補助については、平成18年度から廃止となった。県の役割としては、職員の健康管理の支援及び県としての儀礼の範囲の慶弔金給付、互助会の役割としては、相互扶助に基づく祝金・見舞金給付等や多様なニーズの存在する余暇活動の支援及び県からの受託事業等となった。

ウ 県費負担教職員を対象としている理由

地公法第42条の規定に基づき、県費負担教職員の給与負担者である県と県費負担教職員の身分が属する市町村が、それぞれ相応の責任を負うとの考えから、慶弔金の支給の対象としているものである。

(4) 平成18年度当初予算計上と交付要綱制定について

ア 平成18年度当初予算計上の経緯について

振興会への包括補助の廃止に伴い、慶弔金給付事務については、地公法第42条の規定に基づき、県費負担教職員の給与負担者である県の事業として実施することとし、委託料としての予算計上を行った。委託料の計上に当たっては、平成17年度の包括補助金当時の事務事業の実績等を踏まえ、経費の積算を行っていた。

イ 交付要綱制定の経緯について

予算を執行するに当たっての交付手続に必要な事項を定めるため、予算成立後の平成18年4月1日付けで交付要綱を制定した。

なお、自治法第222条第2項の規定では、普通地方公共団体の長、委員会(略)は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならないとしており、予算上の措置を優先している。要綱についても、これに準じている。

(5) 平成18年度における振興会に対する事務委託について

ア 慶弔金委託

知事は振興会と平成18年4月1日付で、平成18年度慶弔金委託契

約を締結している。

(ア) 委託内容

結婚祝金、弔慰金等の給付管理

(イ) 委託金額

委託金額については、慶弔金支給額に、給付事務を円滑に実施する上で必要な人件費及び事務費並びに消費税及び地方消費税を加えた額となっており、内訳は次のとおりである。

(単位：円)

	当初契約	変更契約	実績報告
給付金	53,960,000	50,035,000	44,800,000
給付事務費	21,756,000	21,756,000	21,756,000
小計	75,716,000	71,791,000	66,556,000
消費税	3,786,000	3,590,000	3,327,800
合計	79,502,000	75,381,000	69,883,800

当初契約（平成18年4月1日付）  
変更契約（平成19年2月2日付）  
実績報告書提出（平成19年4月18日付）

慶弔金の委託事業費は、当初予算では、79,502,000円であったが、慶弔金交付件数が当初の見込みを下回ったため、平成19年2月2日に契約変更をして、75,381,000円となった。その後、慶弔金委託契約第7条に委託業務の実績報告書の提出及び委託料の精算が規定されており、年度末に69,883,800円の実績報告があった。これに基づき、変更契約額との差額5,497,200円は平成19年4月26日付で戻入している。

イ その他の委託

平成18年度はメンタルヘルス対策事業について、知事は振興会に委託している。

(6) 平成18年度における振興会の受託事業について

ア 振興会は受託事業として、慶弔金給付事業とメンタルヘルス対策事業を実施している。

なお、受託事業には市町村からの受託事業も含まれている。

イ 振興会は受託事業を収益事業として実施しており、受託事業収入96,778,756円と受託事業支出89,567,204円との差額の7,211,552円については、受託事業の経費として、人件費支出に伴う職員の退職給

与引当資産支出に2,476,869円、収益事業により生じた法人税及び住民税に1,864,400円を充当するとともに、残りの2,870,283円については県民の自発的な教育文化活動を支援するための公益事業の財源として一般経理に繰出ししている。

ウ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年閣議決定)によれば、「公益法人が収益事業を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。」とし、

「① 規模 収益事業の支出規模は(略)可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。

② (略)

③ 利益の使用 収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上にすること。」としている。

(7) 地方公共団体における福利厚生事業の状況について

ア 地方公共団体が実施する福利厚生事業については「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日付総務事務次官通知)等において「職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施すること。」等と通知されている。

イ この指針を踏まえて総務省が地方公共団体の知事部局及び市長部局を対象に実施した調査結果について、同省が作成した報道資料「地方公共団体における福利厚生事業の状況について」(平成19年12月26日)によれば、公費を伴う個人給付事業の実施状況は、都道府県が実施している慶弔金関係については、結婚祝金は平成16年度の30団体から、平成19年度は5団体に、また、弔慰金については平成16年度の36団体から平成19年度は14団体に推移している。

ウ また、県内市町村(首長部局。政令指定都市を含む。)については、同資料及び県のホームページの公表資料によると、平成19年度において慶弔金については、結婚祝金は8団体、弔慰金は10団体が実施している。

## 2 判断の理由

認定した事実から、本件請求を棄却するとした判断の理由は次のとおりである。

本件請求は、振興会と県費負担教職員を対象に、慶弔金委託を締結し、

委託料を支出していることが、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な「公金の支出」に当たるため、知事に対して、委託事業費全額を返還することを振興会に請求することを求めているものと認められる。

そこで、次の項目について判断を行った。

- (1) 予算成立後に交付要綱を策定することなどは違法又は不当かどうかについて

ア 慶弔金委託の予算計上については、認定した事実のとおり、地公法第42条の規定を根拠として、県費負担教職員の給与負担者である県の事業として実施することとし、法令の根拠に基づき予算計上を行っている。地方財政法第3条は、予算計上を法令等に基づき、合理的な基準により算定すべき旨を定めたものであり、その点では、慶弔金委託は、新規事業ではあるものの、その事業内容は補助金の対象事業として実施してきたものと基本的には同一であることから、前年度実績等を踏まえて算定したことは、地方財政法第3条の規定に違反しているとはいえない。

イ また、交付要綱は、予算を執行するに当たっての交付手続に必要な事項を定めるため、予算成立後の平成18年4月1日付けで制定されており、認定した事実のとおり、自治法第222条第2項の趣旨からも違法又は不当とはいえない。

- (2) 慶弔金を県費と政令市を含む市町村費で負担していることは二重の支給に当たり、違法又は不当かどうかについて

ア 教育関係職員の福利厚生事業については、地公法第42条の規定により、計画の樹立と実施が義務づけられている。県費負担教職員の給与については、認定した事実のとおり、県の負担とされ、県の給与条例の適用を受けており、県が給与負担者とされている。

また、給与負担者である県は、福利厚生事業を、勤務条件の一つであり、給与と一体的なものとして、勤務条件の均衡を図る立場から実施しているものである。

イ また、県費負担教職員は、政令市を含めて身分は市町村に属しており、身分の属する市町村は、地公法第42条の規定により、雇用主という立場から、福利厚生事業を実施している。

ウ 以上のように、県費負担教職員については、県、市町村それぞれが福利厚生事業を実施しているが、県と市町村互助会において、県費負担教職員を対象とした結婚祝金、弔慰金等の慶弔金事業に関し、1団体の一部についてのみ重複が認められたが、それをもって違法

又は不当な支出があったとはいえない。

- (3) 振興会への慶弔金委託で、人件費、事務費等の運営経費を負担すること及びその額が違法又は不当かどうかについて

平成18年度慶弔金委託に係る実績報告書によれば、給付金44,800,000円、給付事務費21,756,000円、消費税3,327,800円 合計69,883,800円となっており、事務費は前年度実績等を踏まえて計上されている。

県が振興会に事業を委託するに当たり事業実施に必要な事務費を含めるのは当然であり、また、その額についても違法又は不当とはいえない。

ただし、額の算定に当たっては、単に前年度実績を踏まえて算定するのではなく、行政システム改革の取組みを踏まえ業務見直しを図るなど、取扱業務量を的確に捉えて算定すべきである。

- (4) 振興会の委託事業において収支差額を利益として計上し、県に差額を返還しないことすることは違法又は不当かどうかについて

認定した事実のとおり、振興会の受託事業収入と受託事業支出の差額については、受託事業の経費として、人件費支出に伴う職員の退職給与引当資産支出、収益事業により生じた法人税及び住民税に充当するとともに、残りは県民の自発的な教育文化活動を支援するための公益事業の財源とするため一般経理に繰り入れたものであり、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」にも適合しているものであり、これらに充当し、県に返還しないこととすることは違法又は不当とはいえない。

- (5) 慶弔金の委託を執行する教育委員会教育長が、受託事業者である振興会の理事長であるのは、違法又は不当かどうかについて

慶弔金の委託を執行する教育委員会教育長が、受託事業者である振興会の理事長であることについては、自治法第242条第1項に定める違法又は不当な財務会計上の行為とは認められないので、住民監査請求の対象とはならない。

### 3 結論

以上のことから、振興会と県費負担教職員を対象に、慶弔金委託を締結し、委託料を支出していることは、違法又は不当な公金の支出に当たるとは認められないことから、請求人が知事に対して、委託事業費全額を神奈川県に返還することを振興会に求めることは理由がない。

#### 4 意見

- (1) 県費負担教職員の福利厚生事業については、県と政令市を含めた市町村でそれぞれの立場で事業を実施しているが、教職員の福利厚生事業を取り巻く環境は大きく変化しており、認定した事実のとおり、各都道府県や県内市町村においては事業見直しを進めている団体も多いことから、全国の実施状況も踏まえながら、県と市町村との福利厚生役割のあり方について検討をされたい。
- (2) 平成18年度の振興会の委託事業に係る事務費の算定については、平成17年度の包括補助金の事務事業の実績等に基づき算定されているが、今後は、より一層明確な基準により算定することを検討されたい。